

第 6 章

今 後 の 取 り 組 み

1 基本構想の策定を通じた今後の主な課題

(1) 新宿駅周辺地区

【継続的な課題の検討】

- ・関係者間の調整等が必要な対策や他の事業と一体的に検討を進める対策については、今後も継続的に関係者間で検討を進めていく。
- ・特に、以下に示すような新宿駅周辺地区独自の課題については、関係者間で調整を図りつつ検討を進める必要がある。

< 新宿駅周辺地区独自の課題 >

- ・大規模ターミナルの特徴を踏まえたバリアフリー化の検討
 - ・混雑への対応（混雑時の安全性確保や駅員による誘導案内含む）
 - ・利用者の需給バランスやホームの幅員等の物理的制約等を考慮したエレベータ・エスカレータの整備
 - ・駅構内の改造工事等については、施工が長期にわたるため、施工時の制約等における対応が必要
- ・新宿駅周辺地区全体の面的なバリアフリーのあり方（地下街の扱い等も含めて検討）
- ・情報の連続性を踏まえた新宿駅周辺地区全体のわかりやすい案内サイン計画

【事業計画の調整体制・継続的な検討体制の構築】

- ・バリアフリー事業の実施にあたっては、基本的には中心となる事業主体が関係機関との調整を図ることになる。
- ・しかし、新宿駅周辺地区におけるバリアフリー事業については、交通事業者、道路管理者、公安委員会、更には地下街管理者や民間施設といった多岐にわたる関係者の連携が必要となるケースが多いと想定される。
- ・したがって、これらの連携・調整を円滑に図るためのしくみづくりが重要と考えられ、（仮称）新宿区障害者・高齢者等交通バリアフリー検討委員会を設置し、バリアフリー化に関わる検討課題について検討していく。個別の課題については、個別の検討部会を通じて検討していく。
- ・また事業に対する支援措置等については、利用圏に応じた負担や国や都といった広域行政との協力も継続して検討していくことが必要と考えられ、関係機関等と協議していく。

(2) 高田馬場駅周辺地区

【継続的な取り組み】

- ・障害者や区民等の当事者が、継続的に計画に対する評価・意見を述べることができ、意見等を考慮した計画の見直し・反映ができるよう、（仮称）新宿区障害者・高齢者等交通バリアフリー検討委員会を設置し検討していく。個別の課題については、新宿駅周辺地区と同様、個別の検討部会を通じて検討していく。
- ・また事業の実施にあたっては、各関係機関等と協議し調整を行いつつ、適切な分担となるようしくみづくりも含めて検討していく。

(3) 重点整備地区以外の地区

【継続的な取り組み】

- ・重点整備地区以外の地区については、継続的に対応していくため、(仮称)新宿区障害者・高齢者等交通バリアフリー検討委員会等の中で協議し、その結果をもとに各関係機関が整備優先度の高い箇所から順次整備を進める。
- ・また、乗降客数が比較的少ない駅(10万人以下)については、区による補助によりバリアフリー化を促進していく。
- ・進捗状況等については、検討委員会にて報告し、管理・把握していくこととする。

(4) 新宿区全体

【優先度検討の実施】

- ・新宿区全体として、バリアフリー化の推進を図る上で、優先度の高い箇所より実施していくことが必要であることから、優先度検討を実施する必要がある。
- ・具体的には、優先度の高い駅及び駅周辺地区のバリアフリー化を推進することを目的とした優先度検討や、エレベーター・誘導警告ブロック等のバリアフリー施設整備に関する優先箇所を選定するための優先度検討等について、今後の取り組みの中で実施していく。

【当事者参画による継続的な検討】

- ・本基本構想の策定にあたっては、移動制約者等の当事者参画のもとで進めたが、個別の事業計画の実施にあたっては、(仮称)新宿区障害者・高齢者等交通バリアフリー検討委員会を設置し、本基本構想策定の際に寄せられた意見を踏まえ、当事者参画のもとで利用者ニーズを踏まえたバリアフリー施設の整備を行う。
- ・また、事業計画だけでなく、施行時チェックや施工後のモニタリング等についても、当事者と一体となって進めることが重要である。

詳細については、「P64 基本構想の実現化に向けた体制について」参照。

【安全対策に関する配慮】

- ・新宿区全体として、個々の施設や乗継ぎ動線等に対するバリアフリーの視点からの安全対策について配慮していく。

【心のバリアフリー化】

- ・また、新宿区全体として、ハード面の整備だけではなく、心のバリアフリー化についても取り組む必要がある。
- ・区民をはじめ、まちの利用者のだれもが高齢者や障害者等をサポートできるよう、「思いやりあふれるみんなのまちづくり」を目指し、「心のバリアフリー」の普及啓発に取り組んでいく。

2 基本構想の実現化に向けた体制について

基本構想策定後は、本基本構想に基づき、事業実施者が事業計画を作成し、基本構想の具体化を行う。構想の具体化にあたっては、関係者が情報交換を行いつつ連携を図り、区民等の利用者の意見を踏まえるため、区民、利用者や関係機関との連絡・調整の会議の場を継続的にもつことが必要である。下図に示すような、国、都、区、事業者、区民が連携・協力する仕組みを維持することで、当事者参画を踏まえた交通バリアフリーに向けて、継続的な取り組みを進めるとともに、その仕組みの定着を図る。整備完了後についても、その仕組みを有効に活用していくことで、継続的な改善を図る。

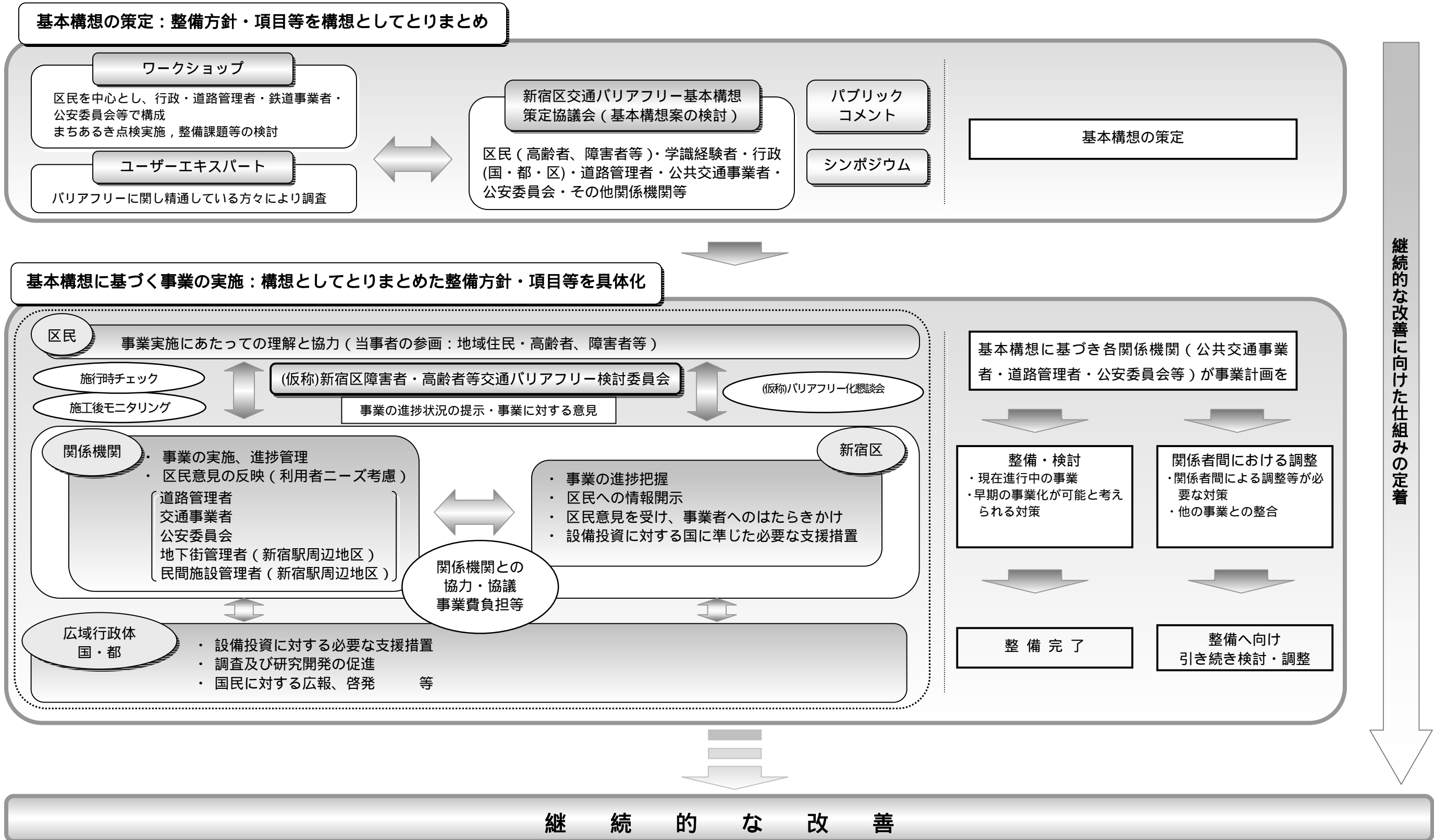


図 基本構想策定後の継続的な改善に向けた取り組みのイメージ

(仮称)新宿区障害者・高齢者等交通バリアフリー検討委員会について

- ・(仮称)新宿区障害者・高齢者等交通バリアフリー検討委員会は、新宿区をはじめ、区民・関係機関にて構成する、新宿区における交通バリアフリーに関する諸問題について、検討していく委員会である。
- ・委員会は、新宿区における交通バリアフリーに関する諸問題を扱うが、主に高田馬場駅周辺地区及び新宿駅周辺地区を主体とし、各問題に対して部会を位置づけ、諸問題に取り組んでいくものとする。

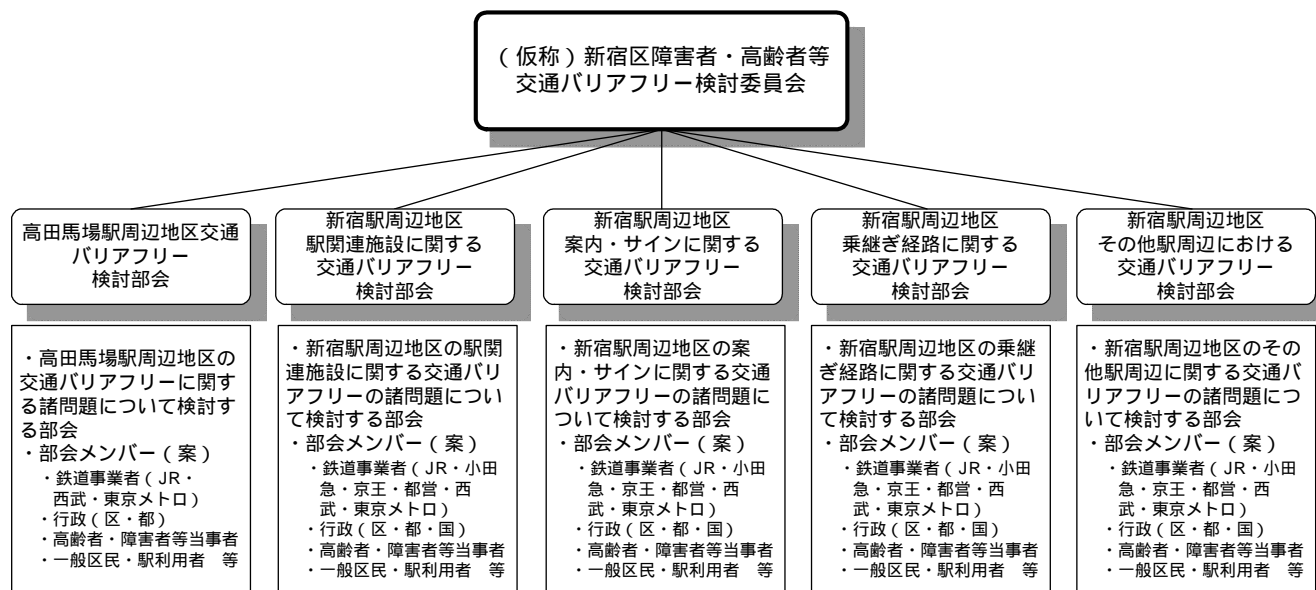


図 新宿区における検討部会イメージ図

3 今後のスケジュール

	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23 以降
新宿駅 周辺地区	検討委員会で関係者調整・協議 個別課題検討（優先度検討等）	整備プログラムの検討	事業計画策定	検討委員会で関係者調整しつつ事業実施			継続的な改善
高田馬場駅 周辺地区	優先度検討等踏まえ つつ事業計画策定	検討委員会で関係者調整しつつ事業実施					継続的な改善
重点整備地区以外 の地区	優先度検討等踏まえつつ 事業者により事業計画策定		検討委員会等で 関係者調整しつつ事業実施				継続的な改善
重点整備地区以外 の地区	A 駅スケジュール 検討委員会で 関係者調整・協 議・合意形成	整備補助 施工 検討委員 会で現 状報 告・確 認					
エレベーター等の 設置に対し、区が 補助を行う場合		B 駅 (A 駅に準 じて順次調 整)					
			C 駅 (A 駅に準 じて順次調 整)				
				D 駅 (A 駅に準 じて順次調 整)			

